

## 平成30年度 準中型免許取得助成について（全日本トラック協会）

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者とする。
2. 助成対象 平成29年4月1日～平成31年2月28日までに指定自動車教習所等において、事業者が全額負担（当該運転者が取得費用を支払い、「指定教習所から免許取得者宛ての領収証」及び「免許取得者から事業者宛ての領収証」の写しを添付できるのものを含む）をして、以下の要件を全て満たす、前年度に助成を受けていない従業員に、「準中型免許の取得」「5トン限定準中型免許の限定解除」をさせたものを助成対象とする。
  - (1) 当該事業者が、平成29年4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
  - (2) 当該運転者は、平成元年6月2日以降の生まれであること。
  - (3) 当該運転者が、平成29年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して準中型免許を取得していること。
  - (4) 当該運転者が、助成金申請時に当該事業者に在籍し、運転者として従事していること。
3. 申請受付期間 平成30年4月1日～平成31年2月28日  
※上記期間内でも予算に達した時点で終了。
4. 申請方法 「準中型免許取得助成申請書」に必要事項を記入し、以下の書類を添付して提出すること。
  - (1) 指定自動車教習所等に支払った費用の領収書の写し  
※宛名が事業者名のもの。  
※当該運転者が取得費用を支払った場合は、「指定教習所から免許取得者宛ての領収証」及び「免許取得者から事業者宛ての領収証」の写し
  - (2) 健康保険証の写し
  - (3) 運転免許証の写し
  - (4) 提出日直前の運転日報、点呼簿、運転者台帳、賃金台帳等の写し
5. 助成金額
  - ・準中型免許の取得 40,000円
  - ・5トン限定準中型免許の限定解除 25,000円
  - ※1事業者当り、助成額の上限を100,000円とする。
  - ※高等学校新卒者等で、当該事業者入社前の在学中（平成29年度中）に、上記準中型免許を取得した場合も対象とする。
  - ※国からの補助金が交付されている場合は交付しない。